

鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務 プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務

(2) 業務内容

別紙「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務 特記仕様書」のとおり

(3) 履行機関

契約締結日から令和7年3月18日（火）

(4) 契約上限額

4, 8 3 4, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）

3. 事務局

〒699-5515 島根県鹿足郡吉賀町幸地 1319

鹿足郡不燃物処理組合

電話番号 : 0856-77-1568

F A X 番号 : 0856-77-1601

メールアドレス : kanofu-k@sun-net.jp

4. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。
- (2) 本組合の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 島根県内に本社、本店又は委託先の支店、営業所等を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (6) 過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日の間）において、本業務と同種及び類似と認められる業務の履行実績を有する者であること。
- (7) 予定技術者（管理又は担当）が過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日の間）において、本業務と同種及び類似と認められる業務に従事した実績を有する者であること。

5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりである。

項 目		日 程
参加 表明 書 等 の 審 査	公募開始（実施要領等の公表）	令和6年6月3日（月）
	参加表明書等の提出期間	令和6年6月3日（月）～ 令和6年6月14日（金）午後5時
	実施要領及び参加表明書等に関する質問書の提出期間	令和6年6月3日（月）～ 令和6年6月7日（金）午後5時
	質問書の回答期限	令和6年6月12日（水）
	審査結果の通知	令和6年6月19日（水）
企画 提案 書 等 の 審 査	企画提案書等の提出期間	令和6年6月19日（水）～ 令和6年7月3日（水）午後5時
	企画提案書等に関する質問書の提出期間	令和6年6月19日（水）～ 令和6年6月26日（水）午後5時
	質問書の回答期限	令和6年6月28日（金）
	プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和6年7月10日（水）
	審査結果の通知	令和6年7月12日（金）予定

6. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

- (1) 提出様式
質問書（様式第2号）
- (2) 提出期間

- ① 実施要領及び参加表明書等に関する質問

令和6年6月3日（月）～令和6年6月7日（金）午後5時

- ② 企画提案書等に関する質問

令和6年6月19日（水）～令和6年6月26日（水）午後5時

- (3) 提出方法

事務局宛てに電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は、「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物方向性検討業務プロポーザル質問書」とすること。

- (4) 回答期限

- ① 実施要領及び参加表明書等に関する質問

令和6年6月12日（水）

- ② 企画提案書等に関する質問

令和6年6月28日（金）

- (5) 回答方法

提出された質問及び回答は、吉賀町ホームページに掲載する。

7. 参加表明書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び必要書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要調書（様式第3号）
- ③ 業務実績調書（様式第4号）
- ④ 予定技術者調書（様式第5号）
- ⑤ 業務実施体制調書（様式第6号）

- (2) 提出期間

令和6年6月3日（月）～令和6年6月14日（金）午後5時

- (3) 提出方法

事務局宛てに持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

- (4) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

8. 参加表明書等の審査

- (1) 参加希望者から期限までに提出された書類について、事務局において次のとおり書類審査を行う。

- ① 参加資格及び適格要件を満たしているかの確認。

- ② 必要書類・記載事項が整っているかの確認。
- (2) 参加希望者が5者以上になった場合は、提出された書類に基づき、上位5者を選定するものとする。審査項目及び審査基準は、別紙「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務プロポーザル審査基準」（業務実績、業務実施体制）のとおりとする。
- (3) 審査の結果は、期限までに適正に提出した全ての参加希望者に対して、令和6年6月19日（水）に電子メールにより通知する。
また、企画提案審査への参加決定事業者には、企画提案書の提出を要請する。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下、「提案者」という。）は、次のとおり企画提案書及び必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案提出書（様式第7号）

② 企画提案書（任意様式）

ア 特記仕様書を踏まえ、提案趣旨については、簡潔明瞭に示すものとする。なお、特記仕様書は最低限の内容を参考として示すものであり、提出者の技術提案の内容を制限するものではない。

③ 業務工程表（任意様式）

ア 業務履行期間を令和6年7月22日から令和7年3月18日までとして、業務の実施スケジュールを記載すること。

④ 見積書（任意様式）

ア 積算の具体的な内訳を記載すること。

イ 見積書は、企業名を記名して捺印の上、あて先は鹿足郡不燃物処理組合管理者とする。

(2) 注意事項

原則A4版、縦置き、横書き（左綴じ）として製本すること。ただし、図等表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにしたりすることは差し支えない。

(3) 提出期間

令和6年6月19日（水）～令和6年6月26日（水）午後5時

(4) 提出方法

事務局宛てに持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

10. 企画提案書等の審査

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び受託候補者の特定を行うため、「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

本プロポーザルに関して、提案者が1名の場合であっても、審査委員会において、内容の審査を行い選定の可否を決定する。

審査委員会委員名簿

	審査委員会委員名簿団体名及び役職等	
	吉賀町	津和野町
委員	吉賀町副町長	津和野町環境生活課長
委員	吉賀町総務課長	
委員	吉賀町企画課長	
委員	吉賀町建設水道課長	
委員	吉賀町税務住民課長	

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

審査委員会において、提案内容を理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。

なお、プレゼン等に出席しない場合は、採点は行わない。

① 実施日

令和6年7月10日（水）

② 実施場所

吉賀町役場本庁舎内

③ 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分程度とする。

イ 出席者は、管理技術者及び担当技術者とし、人数は3名以内（パソコン操作員含む）とする。

ウ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。

(3) 審査項目及び審査基準

別紙「鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務プロポーザル審査

基準」のとおりとする。

(4) 受託候補者の特定方法

受託候補者の特定は、各委員が提案者ごとに審査し、その採点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者とし、次に高い提案者を次点者とする。

(5) 審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

11. 業務委託契約の締結

(1) 本組合は、受託候補者に対し、鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務の契約に係る。

優先交渉権を付与する。受託候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。

(2) 契約については、契約交渉により本組合と合意に至った場合には、契約上限額の範囲内で随意契約を締結することとする。

12. 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

13. 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は吉賀町ホームページからダウンロードできる（URL：<https://www.town.yoshika.lg.jp>）。

- (1) 告示文
- (2) 鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務プロポーザル実施要領
- (3) 鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務プロポーザル審査基準
- (4) 鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務特記仕様書
- (5) 各様式

※ 町の各種計画については、「吉賀町ホームページ」→「概要・町政」→「町政情報」→「各種計画」に掲載する。吉賀町ホームページに掲載されていない計画については、事務局へ問合せること。

14. その他留意事項

(1) 提出書類の著作権は、鹿足郡不燃物処理組合に帰属することとする。

- (2) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (4) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出書類は、返却しないものとする。
- (6) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (7) 特定された企画提案書の提案内容は実際の設計にそのまま採用されるものではない。